

「科学技術イノベーション転換」の導入について

1. 「科学技術イノベーション転換」導入の意義

- 「科学技術イノベーション転換」を通じ、**既存事業への先進技術の導入、先進技術を組み込んだ物品の調達等**を促進することにより、先進技術の実社会での活用を後押しするとともに、各事業のより効率的・効果的な実施等を実現し、もって**科学技術イノベーションのより積極的な活用**による経済社会の発展に貢献。
- 加えて、**人材育成事業にも、科学技術イノベーションの視点を導入**。科学技術イノベーションに資する人材を経済社会に供給。
- なお、「科学技術イノベーション転換」を一定規模積み上げることが、いわゆる「**真水**」の確保と合わせた**政府研究開発投資目標の対GDP比1%達成**と、それに呼応した**民間企業による研究開発投資の大幅増額(目標:対GDP比3%)**の前提となっていることに留意。

2. 想定される形態(例)

(1) 「先進技術導入枠」の設定

- 公共事業等の既存事業の一定部分を「**先進技術導入枠**」として設定。
- 「**先進技術導入枠**」部分については、例えば、公募要領において先進技術の導入を要件化するなど、先進技術の導入を特に推進。
- 加えて、活用の促進が期待される先進技術の具体例の提示、先進技術の導入に伴う初期追加費用の経費算入を認める等、科学技術イノベーションを一層推進するための追加的措置についても検討。

(2) 「調達等における先進技術物品枠」の設定

- 調達等の一定部分を「**調達等における先進技術物品枠**」として設定。
- 「**調達等における先進技術物品枠**」部分については、例えば、仕様書に明示すること等により先進技術を組み込んだ物品を優先的(若しくは限定的)に調達することとし、調達等を通じて、民間等の研究開発を促進。
- 加えて、先進技術の具体例の提示、より高い要求性能の設定、将来的な調達内容(先進技術)の公表等、民間等における先進的な研究開発を促進するための追加的措置についても検討。

(3) 「補助事業等における先進技術物品枠」の設定

- 民間企業に対する機器等の導入に対する補助金等の既存事業の一定部分を「先進技術物品枠」として設定。
- 「先進技術物品枠」においては、例えば、公募要領において先進技術を組み込んだ物品の活用を要件化する等、先進技術の導入を特に推進。
- 加えて、先進技術に基づく機器等の導入に際しての通常より高い補助率(若しくは補助率の上限)の適用や、先進技術の具体例の提示等、科学技術イノベーションを一層推進するための追加措置についても検討。

(4) 「科学技術イノベーション人材育成枠」の設定

- 奨学金等の既存の人材育成事業の一定部分を「科学技術イノベーション人材育成枠」として設定。
- 「科学技術イノベーション人材育成枠」部分については、博士課程進学者等特に科学技術イノベーションに資する人材の育成に充当。
- 加えて、研究費や給与の追加配分等を実施すること等、科学技術イノベーション人材育成を一層推進するための追加措置についても検討。